第２次能代市子ども読書活動推進計画

令和２年度～令和６年度

能代市教育委員会

第２次能代市子ども読書活動推進計画

目　　次

ページ

第１章　計画の策定にあたって･･･ 1

１　策定の趣旨

２　計画の位置づけ

３　計画の期間

４　計画の対象範囲

第２章　現状と課題、前計画の点検・評価･････････････････････････････ 4

１　現状と課題

２　前計画の点検・評価

第３章　計画の目標および体系･･･ 8

１　計画の目標

２　基本姿勢

３　取り組み主体イメージ図

４　計画の体系

第４章　子ども読書活動推進のための取り組み･････････････････････････ 10

１　家庭における子どもの読書活動の推進

２　地域における子どもの読書活動の推進

３　学校等における子どもの読書活動の推進

資　料　･･･ 15

・子どもの読書活動の推進に関する法律

・策定委員

・第２次能代市子ども読書活動推進計画策定経過

第１章　計画の策定にあたって

１　策定の趣旨

近年、少子高齢化や情報社会の進展による生活様式の変化、グローバル化にともなった国際協力・交流の活発化など、子どもたちを取り巻く社会環境は急激に変化し、倫理観や価値観の多様化も進んでいます。

このような時代のなかで、子どもたちは様々な状況の変化に向き合い、情報を見極め、自らの考えを持って、課題を解決する力を養っていく必要があります。子どもにとって読書は、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりするだけでなく、他人を思いやる心を育み、社会で生きていくための基礎となる読解力、想像力、思考力を高める等、自己を形成するうえで重要な礎となるものです。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 12 月法律第 154 号）」に基づき、平成２７年２月に「能代市子ども読書活動推進計画」（以下「第１次計画」といいます。）を策定し、「人とつながる読書」「地域がつながる読書」「未来へつながる読書」を目指して、様々な施策に取り組んできました。

令和元年度末に第１次計画の計画期間が終了を迎えることから、第１次計画の振り返りを行うとともに、県や市が実施している学習状況調査や各種アンケート調査等を参考に現状を把握し、子どもの読書を取り巻く環境の変化を踏まえた、総合的・計画的な子どもの読書活動を推進するために、第２次能代市子ども読書活動推進計画を策定するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第９条の第２項に規定する「市町村子ども読書活動推進計画」として、「第２次能代市総合計画」を最上位計画とし、「能代市教育等の振興に関する施策の大綱」と「第３次能代市社会教育振興中期計画」を上位計画として策定します。

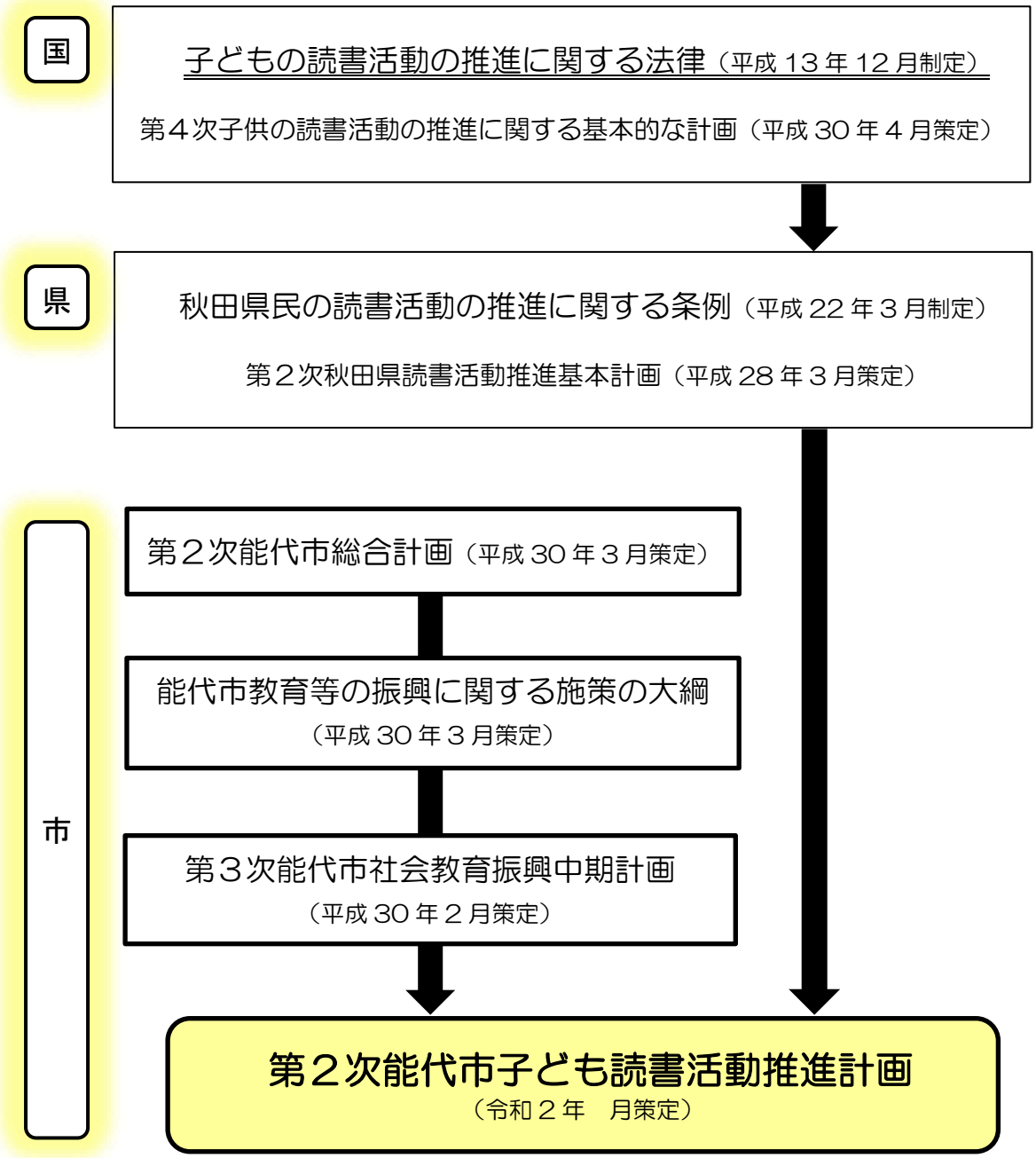

３　計画の期間

計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間です。

ただし、具体的な施策については、国及び県の動向を踏まえながら、必要に応じて見直しをするものとします。

４　計画の対象範囲

計画の対象は、子ども（おおむね18歳以下の者）としますが、家庭、地域、学校等の子どもの読書活動と関わりのある市民や団体も対象とします。

中学生による選書

図書館見学ツアー

第２章　現状と課題、前計画の点検・評価

１　現状と課題

第１次計画においては、人・地域・未来へ「つながる読書」を目標として、家庭、学校、地域等が連携して子どもたちの読書活動推進のための活動に取り組んできました。

その結果、第１次計画策定前は、能代市の不読率※1 の平均が県平均を上回っていましたが、計画を策定した平成２７年度以降は、毎年県平均を下回っており、一定の成果をあげたと考えられます。

しかし、学校段階が進むにつれて、子どもたちが読書をしなくなる傾向が全国的に続いており、秋田県や本市においても例外ではありません。子どもは、成長とともに読書活動以外の興味が増えていくため、読書から遠ざかる傾向があります。また、テレビやゲーム、スマートフォン、インターネット、ＳＮＳ等の発達と普及の影響も大きく、学習や部活動等のほかに余暇の過ごし方の選択肢が増えていることも要因のひとつと考えられます。

読書離れが心配される昨今ですが、読書が好きな子どもは多く、秋田県学習状況調査における本市の状況をみると「読書は好きだ」との設問に対し、８０％以上の子どもが「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答しています。

市民意識調査では「子ども達にとって読書は大切であると思うか」との設問に対し、９５．５％の人が「とても思う」「思う」と回答しており、大人たちの間でも、読書の重要性は広く認識されていることが分かります。

現在、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、情報や知識の習得方法、また、読書の在り方にも大きな影響が及んでいます。こうした状況を踏まえたうえで、子どもの健やかな成長のために、各取り組み主体の役割を確認・整理し、子どもたちの読書意欲を向上させ、不読率の低下に繋がる取り組みを継続して実行していくことが重要となります。

そして、より一層の成果を上げるためには、家庭、地域、学校等がこれまで以上に互いに連携を深め、子どもが気軽に読書に親しむことができる環境の整備に努めていくことが求められます。

※1　不読率
　１か月に１冊も本を読まない人の割合。全県の子どもの不読率としては、県教育委員会が実施する『秋田県学習状況調査』がある。不読率が低いほど、良好（読書をする子どもが多い）。

２　前計画の点検・評価

本市では「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２６条の規定により、教育委員会自らが、教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、客観性を確保するため、教育に関する学識経験者からの意見も踏まえたうえで、その結果を報告書にまとめ、公表しています。

この事務点検・評価からこれまでの取り組みと成果を整理し、以下のとおりまとめました。

取り組み・成果

家庭での読み聞かせや読書を進めるため、子どもの読書活動にかかわるボランティアや教員、保育士等から「わたしのおすすめの一冊」を紹介してもらい広報のしろにシリーズで掲載しています。

また、能代版読書記録ノートである「のしろっ子家読（うちどく）ノート※2」や、秋田杉製ブックスタンド※3の配布、「家族で読書※4DAY」ポスターの作成等、子どもの読書活動の推進にかかわる啓発活動を、関係機関が連携して行っています。

図書館※5における子どもの年度別貸出冊数をみると、少子化が進む中、おおむね横ばいで推移しています。図書館では、子どもが利用しやすい環境づくりに配慮し、親子が周囲に気兼ねなく読み聞かせができる部屋の確保や、読書離れが進む年代である中学生・高校生向けの本を集めたコーナーも設置しています。また、関係機関への団体貸出、ボランティアや学校等との連携による読み聞かせの実施や講座の開催等、様々な活動を行ってきました。

図書館には、子どもや市民の身近な本棚として、地域における読書推進活動の要として、今後も継続して実効性のある取り組みを行っていくことが求められています。

※2　家読ノート
「家読」は家庭内での読書活動で、「うちどく」と読む。読んだ本の感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣をつけるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとするもの。市内全小中学生に配布。

※3　秋田杉製ブックスタンド
市内の小学４年生を対象に秋田杉製ブックスタンドキットを配布して、図工の授業の一環で組み立てをし、家に持ちかえってもらう。身近な場所に本を置いて親しんでもらうことを目的とした取り組み。

※4　家族で読書
家族で読書を楽しみ、読書習慣の形成と家族間のコミュニケーションを深めることを目的に、秋田県が推奨している運動。

※5　図書館
この計画における「図書館」は、能代市立図書館（能代図書館・二ツ井図書館）を指す。

放課後児童クラブや保育所等では、本棚を設置して読書の時間を設けたり、日常的にふれあい読み※6や読み聞かせに取り組んだり等、子どもの身近に本がある環境づくりを行っています。

また、学校においては、全ての小中学校で一斉読書※7に取り組んでおり、平成２８年度には学校図書館図書標準※8達成率も１００％を超えました。図書館担当教諭や図書支援員を対象とした読書活動推進研修会を開催して、各学校での読書活動の取り組み事例等の情報共有も行っており、読書指導や学校図書館運営にかかわる人材の育成に努めています。

平成３０年度の本市の不読率をみると、小学生は概ね良好な結果となっていますが、中学１年生の不読率が高くなっています。中学校に進学し、新たな環境への適応に精一杯だと推測されますが、不読率が県の平均を上回っていますので、読書離れに歯止めをかけるため、この時期を対象に重点的に取り組んでいく必要があります。

【事務の点検・評価（H30 年度事業対象）より】

①読書活動の推進	
方針・目標	能代市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするため、子どもの発達段階に応じた取り組みを推進します。
目　標　値	不読率の低下を目指し、県学習状況調査による不読率を県平均より下回るようにします。
点検・評価	ほぼ目標どおり
②社会教育施設等の適切な運営による、より良い学習環境の充実（図書館管理運営事業）	
方針・目標	市民の学習要求に応えるため、必要な資料を広く収集・整理・提供するとともに、生涯学習や生活に役立ち、利用しやすい情報の拠点となるよう努めます。また、読書活動を推進するため、学校や家庭との連携を強化するとともに、各種事業を展開し、利用者拡大に努めます。
目　標　値	図書館利用者数が前年度を同等あるいは上回ります。
点検・評価	ほぼ目標どおり

※6　ふれあい読み
ひざに抱っこしたり、添い寝をするなど、子どもが安心する状態で行う読み聞かせ。

※7　一斉読書
全校で15分程度、読書に取り組む活動。子どもの落ち着きや集中力を高める効果も期待されている。

※8　学校図書館図書標準
学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため、公立義務教育の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として国で定めたもの。

【秋田県学習状況調査より】

◇年度別不読率（平均値）推移表　市・県との比較

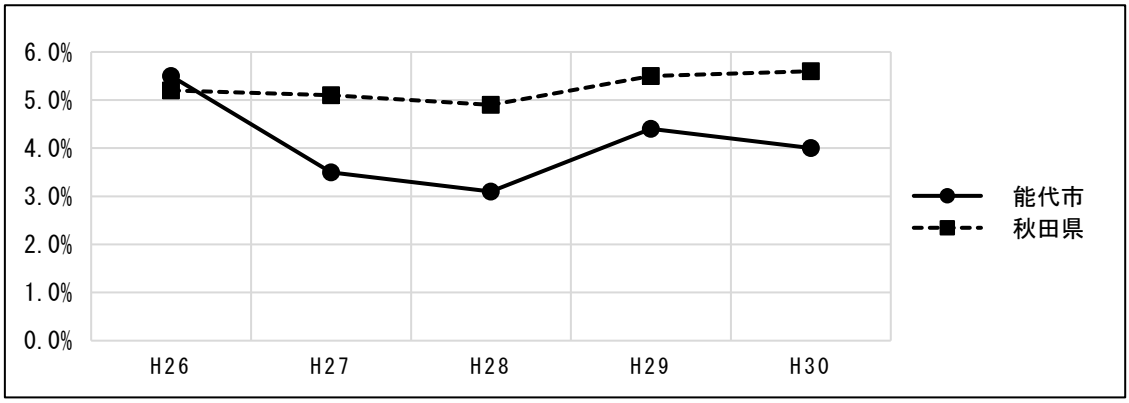

◇不読率（H30）　市・県との比較

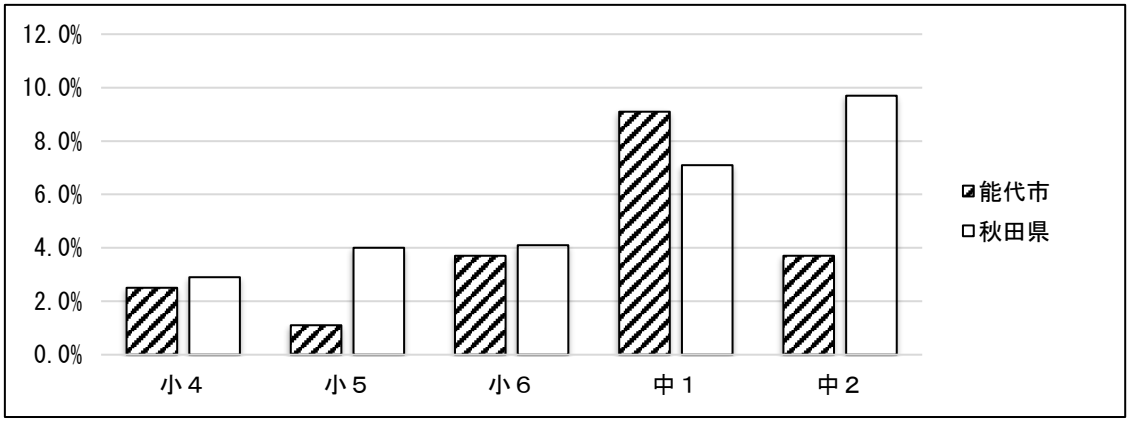

【市立図書館利用統計より】

◇年度別子ども(18 歳以下)の市人口と図書館利用状況

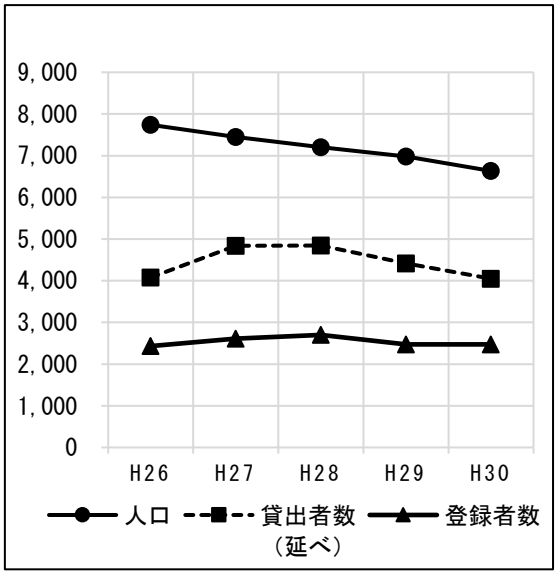

◇年度別貸出冊数

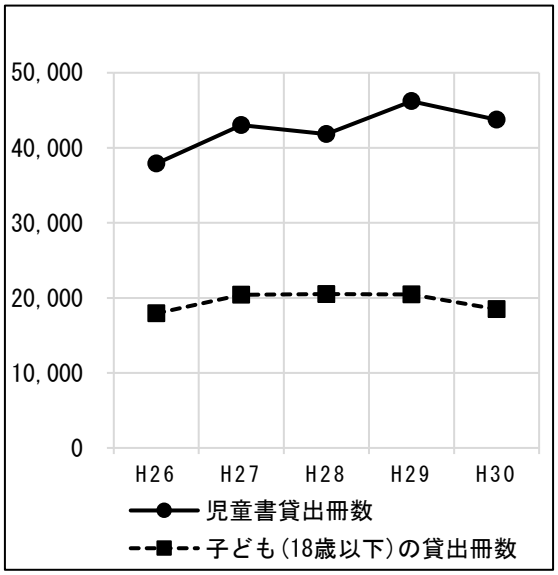

第３章　計画の目標および体系

１　計画の目標

本計画では、第１次計画の基本姿勢を踏襲し、家庭・地域・学校等の取り組み主体同士で連携し、目指す目標に向かって取り組みを進めます。

本市の子どもが、気軽に読書に親しむことができる環境の整備を目指します。

【目標指標】

秋田県は「秋田県民の読書活動の推進に関する条例」を制定しており、県民総ぐるみの読書活動に取り組んでいます。子どもの不読率も全国平均より下回っており、秋田県の子どもは比較的読書をする傾向にあります。この県平均よりも、本市の不読率が下回ることを指標とします。

また、周囲に読書をする大人がいる場合、その子どももよく読書をする傾向があることから、子どもから大人まで広く本や図書館に親しんでもらうことを目指し、図書館来館数を指標とします。

<table>
<tr><td>○不読率</td><td colspan="2">県学習状況調査による不読率を県平均より下回る</td></tr>
<tr><td rowspan="2">○人口１人当たりの図書館来館数</td><td colspan="2">5年後（令和6年度）の目標　　2.3回
【図書館来館者数÷市人口（9月末時点）＝図書館来館数】</td></tr>
<tr><td>基準値</td><td>H30 年度
114,362 人÷53,435 人 ＝ 2.14 回</td></tr>
</table>

２　基本姿勢

①　子どもの発達段階に応じた取り組みを推進する。

②　家庭・地域・学校等の連携を基本として事業を展開する。

３　取り組み主体イメージ図

～ つなげよう！読書の“わ” ～

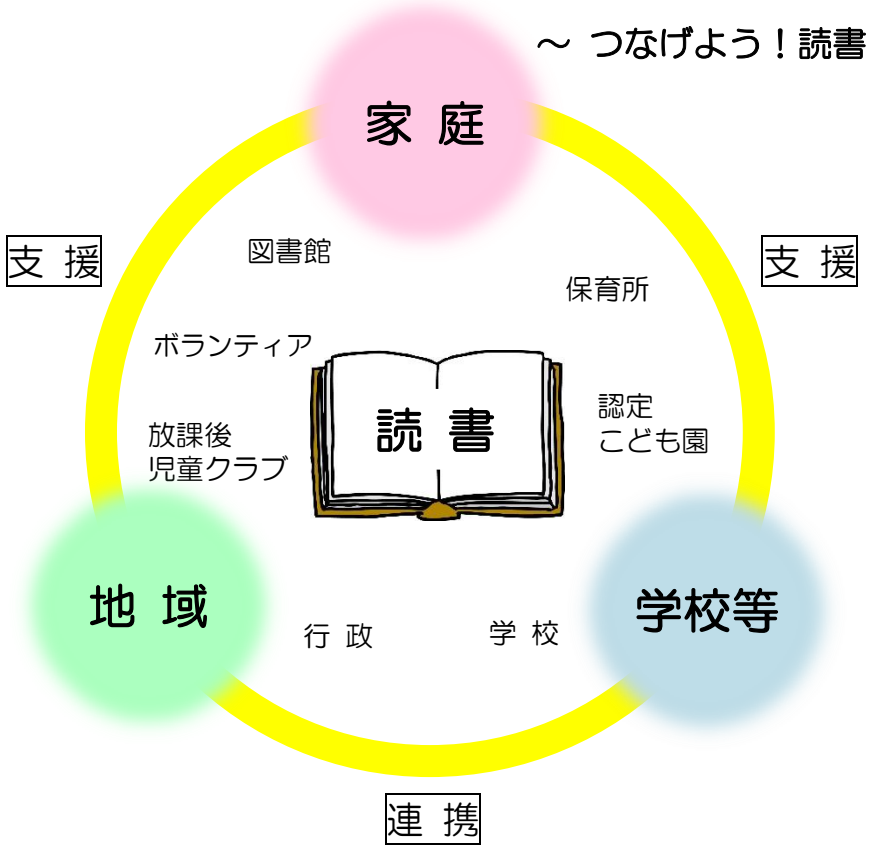

４　計画の体系

【 施 策 】	【 施策の方向 】
家庭における 子どもの読書活動の推進	①家庭での読み聞かせを推進します ②子どもと大人が一緒に本に親しめる機会を提供します
地域における 子どもの読書活動の推進	①図書館において子どもへのサービスの充実に努めます ②関係機関が連携して子どもの読書活動を推進します
学校等における 子どもの読書活動の推進	①保育所・認定こども園における読書環境の充実に努めます ②小・中学校における読書環境の充実に努めます

第４章　子どもの読書活動推進のための取り組み

１ 家庭における子どもの読書活動の推進

① 家庭での読み聞かせを推進します

読書習慣は自然と身につくものではなく、幼少期から子どもの身近に本がある環境を整え、周囲の大人が読書の楽しさを伝えていくことがとても大切です。

子どもがはじめて本と出会う場所である家庭での読み聞かせをとおして、保護者の愛情と読書の喜びを、子どもに伝えていくことが望まれます。また、家族のふれあいや、スキンシップの時間が生まれることにより、コミュニケーションや絆を深めることにも繋がります。

家庭での読み聞かせを推進するため、啓発活動と、取り組みに対する支援を行います。

【主な取り組み】

◇おすすめ絵本のリストの作成や紹介等をとおして、家庭での読み聞かせの啓発活動を行います。

◇本の選び方や読み聞かせ方等の助言を行い、家庭での読み聞かせを支援します。

② 子どもと大人が一緒に本に親しめる機会を提供します

子どもと大人が一緒に本を読んだり、家族で図書館や書店に出かけたりすることにより、子どもは自然と本を身近に感じるようになります。まず大人が読書の大切さに理解を深め、読書をする姿を子どもに示すことが大切です。

家族で読書や物語の世界を楽しみ、感想を語り合うことで、家庭内でのコミュニケーションが生まれることも期待されます。

啓発活動を行うとともに、子どもも大人も本に親しむことができる機会を提供し、家族での読書習慣の形成を図ります。

【主な取り組み】

◇「家族で読書」運動の普及と啓発を行います。

◇大人と子どもが一緒に楽しめる事業を開催し、読書習慣を形成するための支援を行います。

２ 地域における子どもの読書活動の推進

① 図書館において子どもへのサービスの充実に努めます

図書館は、子どもにとって多くの本と出会い、読書の楽しさを知ることができる場所であり、知識や情報を得ることができる学びの場でもあります。

地域の読書活動の推進を行う拠点として、すべての子どもが本に親しみ、自主的な読書活動を支えることができるよう、子どもが利用しやすい環境の整備に努める必要があります。

また、平成３１年２月に能代市立二ツ井図書館が開館し、市立図書館は能代図書館と二ツ井図書館の２館となりました。新たな図書館の誕生により、これまで以上に広範囲への読書機会の提供が可能となり、２館で連携して子どもの読書活動を推進するサービスに取り組みます。

【主な取り組み】

◇子どもたちが利用しやすい環境の整備に努めます。

◇本の魅力を伝えるため、乳幼児から高校生までの図書の充実を図ります。

◇おはなし会や子ども向け講座等の、図書館や本を身近に感じてもらう事業を開催します。

◇多様なニーズに応じた学習や読書活動の支援を行います。

◇おすすめ本のリストや、大型絵本リストを作成し、関係機関やボランティアに団体貸出※8の促進を図ります。

※8　団体貸出

団体（保育園や学校等の機関やボランティア等）に対し、図書資料を決められた期間まとめて貸し出し、その団体内で利用してもらうしくみ。図書館では、原則50冊まで貸出期間1カ月として実施しているが、団体からの要望に合わせ適宜サービスを提供している。

② 関係機関が連携して子どもの読書活動を推進します

子どもたちに本との出会いの機会をつくるうえで、ボランティアの存在はかかせません。ボランティアによる図書館や学校等での読み聞かせは、子どもたちに物語の楽しさを伝え、子どもが新たな本と出会うきっかけとなっています。

また、子どもの読書活動を継続して安定的に推進していくためには、関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。それぞれの役割を認識して連携を強化し、子どもたちが本に親しみ、身近に感じられるような環境づくりに努めます。

【主な取り組み】

◇読み聞かせや、出前おはなし会、おすすめ本の紹介等、関係機関が連携して、子どもの読書活動を推進するための事業に取り組みます。

◇図書館では、ボランティアや放課後児童クラブ、学校等への団体貸出を行います。

◇図書館では、読み聞かせ等の各研修会の開催や情報の周知等によるボランティアの育成と支援に努めます。

◇図書館では、学校等の図書館見学や職場体験を積極的に受け入れます。

ボランティアによるおはなし会

高校生（図書委員）向け
「おすすめ図書ＰＯＰづくり&展示づくり講習会」

３ 学校等における子どもの読書活動の推進

① 保育所・認定こども園における読書環境の充実に努めます

乳幼児期は、豊かな感性を育む時期であり、様々な絵本やおはなしの世界にふれ、想像を豊かに広げていくことが、とても大切です。

読み聞かせや図書の充実等を図ることで、子どもたちに本の楽しさを知ってもらい、安心して絵本やおはなしに親しむことができる環境の充実に努めます。

【主な取り組み】

◇子どもたちに読書の楽しさを伝えるため、積極的に読み聞かせ等の活動を行います。

◇保護者に読み聞かせの啓発活動を行います。

◇絵本コーナーの設置等による自由に本に親しむことができる環境を整備します。

② 小・中学校における読書環境の充実に努めます

読書習慣の基礎をつくるうえで重要な時期であり、この時期の本とのかかわり方が、その後の読書活動に大きな影響を与える可能性があります。

この時期の読書には、想像力や共感力といった心を育むだけでなく、探求心を深め、表現力や読解力といった、学習能力を育む効果も期待されます。

また、様々な悩みや関心を持つ思春期の子どもにとって、多様な価値観を養う読書経験は、自分自身の心の成長の糧となります。

学校図書館の整備や、一斉読書、図書館やボランティアとの連携による取り組み等により、子どもの読書に対する関心や興味を育て、より多くの本に触れることができるような読書環境の充実に努めます。

【主な取り組み】

◇学校図書館の図書の充実と利用促進に取り組みます。

◇市内全ての学校図書館への図書支援員の配置に努めます。

◇一斉読書を継続して実施し、学校での特色ある読書活動の取り組みを推進します。

◇子ども読書活動にかかわる人材や関係機関と連携して、学校での子どもの読書活動を推進する事業に取り組みます。

秋田杉製ブックスタンドの組み立て

学校図書館研修会

資料

○子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○策定委員

佐　藤　　潔	佐　藤　清　美	大　友　　立
大　山　安希枝	工　藤　真　弘	田　口　俊　成

○第２次能代市子ども読書活動推進計画策定経過

令和元年	８月～１０月	各調査結果の分析・協議等
	９月　１日	子ども読書活動推進計画策定委員会委員委嘱
	９月１２日	９月議会文教民生員会（事務報告）
	１１月１１日	第１回策定員会（検討案審議）
	１１月２５日	教育委員会定例会（素案配布・事務報告）
	１２月１２日	１２月議会文教民生委員会（素案配布・事務報告）
	１２月１９日	社会教育委員の会議（素案配布・事務報告）
	１２月２０日	パブリックコメント実施
令和２年	１月１９日	パブリックコメント受付終了
	１月２８日	第２回策定委員会（素案審議）
	２月２０日	教育委員会定例会（決議）

第２次能代市子ども読書活動推進計画

（令和２年度～令和６年度）

発行日　令和２年２月２０日

発行者　能代市教育委員会 生涯学習・スポーツ振興課

〒018-3192　能代市二ツ井町字上台 1-1

電話：0185-73-5285

MAIL：shou-supo@city.noshiro.lg.jp